



関東大震災後の日本橋付近。屋根が白く見える家々はすべてバラックである。こうしたバラック 20 万棟以上を換地先へ曳家で移動することにより、区画整理事業が実現した（『バラック建築 復興の東京』絵葉書、瀬古大成堂発行、年不祥）

●特集／動くすまい 流動的都市の原風景と未来

やわらかい都市 かたい都市

本シンポジウムでは、家屋の移動可能性あるいは動産性（曳家・移築・仮設）に着目することで、日本の都市の「やわらかさ」を歴史的に考えてみたいと思います。それは、土地と建物との関係、所有をめぐる観念と制度、災害後などの都市再生とそのマネジメント、そして近代都市計画の再考、といったテーマにつながるでしょう。これらを論点に、日本都市史を通時的にたどる「縦軸」を伊藤毅先生に、そしてヨーロッパやその他の地域との比較という「横軸」を陣内秀信先生に受け持ってもらっていただけて御講演いただきました。なお、シンポジウム冒頭の趣旨説明はこゝでは省略しましたので、まず「焦点」(4～5頁)をお読みいただければ幸いです。

(本号責任編集／青井哲人)

伊藤毅 (いとう・たけし)

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

1984年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程単位取得退学。工学博士。1984年、東京大学工学部建築学科助手の後、武蔵野美術大学、東京理科大学、明治学院大学の非常勤講師。1994年、東京大学工学部建築学科助教授。1995年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻課程助教授。1999年、コロンビア大学客員研究員。2000年より現職に。2004年、東京電機大学非常勤講師。主な著書に、『近世大坂成立史論』（生活史研究所、『都市の空間史』（吉川弘文館）、『日本史リブレット35 町屋と町並み』（山川出版社、『バスタード——フランス中世新都市と建築』（編著、中央公論美術出版）などがある。

陣内秀信 (じんない・ひでのぶ)

法政大学デザイン工学部建築学科教授

1971年、東京大学工学部建築学科卒業。1973～75年、イタリア政府給費留学生としてヴェネツィア建築大学に留学、ユネスコのローマ・センターで研修。1976年、帰国。1980年、東京大学大学院工学系研究科建築学博士課程満期退学。1986年、パレルモ大学建築学部契約教授。1991年、ヴェネツィア研究のためイタリア滞在を経て現職に。専門はイタリア建築史、都市史。主な著書に、『東京の空間人類学』（筑摩書房）、『水の東京』（岩波書店）、『ヴェネツィア——水上の迷宮都市』（講談社）、『水辺から都市を読む——舟運で栄えた港町』（共法政大学出版局、『南イタリア都市の居住空間』（中央公論美術出版、『地中海世界の都市と住居』（山川出版社）などがある。

司会

青井哲人 (あおい・あきひと)

明治大学理工学部建築学科准教授

1992年、京都大学工学部建築学科卒業。1994年、京都大学大学院工学系研究科建築学専攻修士課程修了。1995年、京都大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程退学。1995～2000年、神戸芸術工科大学助手。2000年、京都大学博士（工学）学位取得。2001年、2002年、日本学術振興会特別研究員。2002～2008年、人間環境大学助教授（准教授）。2008年より現職に。主な著書に、『アジア都市建築史』（共著、昭和堂）、『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館）、『彰化一九〇六年 市區改正が都市を動かす』（アセテート）、『日本建築学会120年略史』（共著、日本建築学会）などがある。



伊藤 毅 都市史の所有観

日本の都市空間は、西洋が長い時間かけてつくりあげた構造的な都市空間とは異なります。それは、石造と木造との違いだとか、これまでいろいろと語られてきましたが、今日は三つの切り口から話をしたいと思います。ひとつめに、都市の所有概念について。二つめに、都市における空地の重要性について。三つめは、建築や都市の移動あるいは廃棄について。この三点を視点に、日本の都市を古代から順追って話をしていきたいと思います。

日本の都城の成立

日本の都市の成立は、694年、飛鳥地方にできた藤原京にはじまります。その後、平城京、長岡京、平安京と、古代から日本は、天皇が代替わりする度に宮殿が移動して、繰り返して遷宮・遷都がおこなわれていました。これは天皇が亡くなることに對して、「穢れ」という觀念があつたことと、天皇再生を具體的に都や宮殿で表現していたと言われています。日本では古代から都市は廃棄され、移動していくものだったのです。

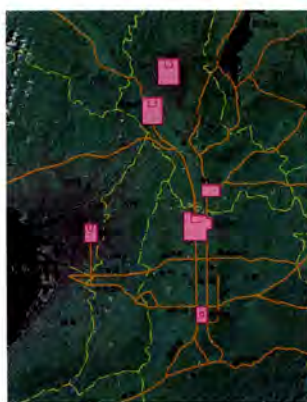


図1 北上する古代都城
(岸俊男編『日本の古代9都城の生態』中央公論社/1987年より)

マックス・ウェーバーの「王侯キャンプ論」は「アジアの都市は、専制君主がキャンプを張るようなもので、そこに都市的なものはない」というものでしたが、まさにそのような動きがこの時期見られました。しかしまったく無秩序に動いていたのではありません。藤原京ができる前にきわめて正確に引かれた座標軸である大和古道に沿って都城は北上し、さらに北は淀川の水系に沿って移動していきます(図1)。

日本の都城は、古代中国から導入されたものですが、実際に長安

や洛陽と比べるとずいぶんと違っています。都市壁がないことや、規模が1/3ぐらいであることのほかに、日本独自の「宅地班給制度」(図2)が決定的な違いとして挙げられます。これは、官位に応じて宅地を与えるという制度で、日本では藤原京からあるのですが、中国にはありません。古代から宅地所有が基盤になっていたというのが、日本の都市の面白さだと思います。宅地は、一意的に官位と対応し、都市はいわば「宅地集積体」であり、法令支配のメディアであつたとみなせます。

都城の変容と崩壊

平安京以降、都城の変容が都市史の次なる局面です。平安京は左右対称のシンメトリのプランをもちますが、平安中期になると、どんどん左京へ人々が移り、平安末期には稠密な左京と、農村化した右京へと様変わりしていきます(次頁、図3)。これもいわば都市の廃棄というふうに見ることができます。このとき左京には、間口が狭く奥行きが深い土地がどんどん増えて、はじめの区画や土地の境界線である「四行八門制」が崩壊し、新しい土地所有が現れます。これが平安京の中世都市化への第一歩です。

また空地の都市空間化がはじまるのもこのころです。都市の空地である道路が次々と占拠されて、道路の巷所化が起きます。また街区内に新たな路地「辻子」が通り、やがて平安京外の部分に都市が展開していきました。それが「洛中」と呼ばれるものの実態で、この動きは最終的に、上京と下

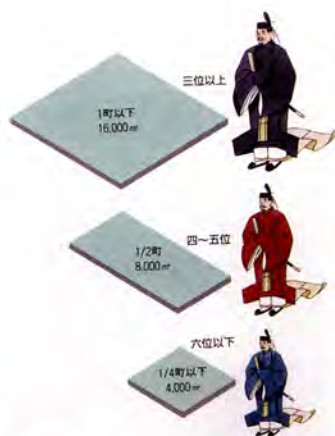


図2 宅地班給制度
(『甞る平安京—平安京建都1200年記念』京都市/1994年より)

京という二つの塊からなる町へと収束していきます。この頃の町を「グリッドという海に浮かぶ二つの島」と表現したいと思います。上京、下京の都市集落と、それらをつなぐ室町通。平安京は消えても、都市のグリッドと軸が残りました。ちなみに、織田信

長がつくった最初の二条城は室町通のど真ん中におかれましたが、これは上京と下京を分断する政策だったので、極めて有効な配置だったといえます(図4)。

中世の重層的な土地所有観念

中世の土地所有についてお話しする前に、「公」と「私」の問題を整理しておきたいと思います。それには、溝口雄三氏の『公私』(三省堂/1996年)がとても分かり易いので、少し内容を紹介したいと思います。

これによると、オホヤケという地名は、コヤケ・ヲヤケではないオオヤケⅡ大きいヤケⅡ大きな建物の領域の呼称として、地方各地で散在していた。そして、それらは天皇・朝廷にかかわるミヤケとは別のものとしてみなされていたといえます。また、古代史の吉田孝氏によると、ヤケというのは、「イヘが人間の集団(いわゆる家族)」と深いかわりをもっているのに対して、どちらかといえば施設・機関を指す」語であつたと述べています。つまり、オホヤケというのは、集団というよりも、むしろ具体的な施設なり機関を示す言葉として古代からあつたということです。

さらに、オホヤケは集落・共同体の中核機能を指すようになります。共同体には首長が存在し、オホヤケの収納物あるいは貯蔵物を管理し、共同体が運営を司っていました。「首長的であることと共同的・公共的であること、この二つの『オオヤケ』の性格を規定したのが日本の『公』と

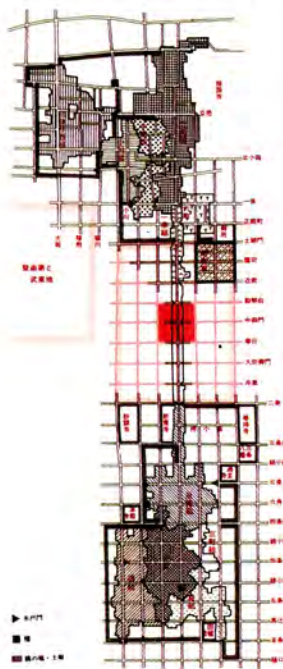


図4 上京・下京と二条城
(高橋康夫他編『図集日本都市史』
東京大学出版会/1993年より)

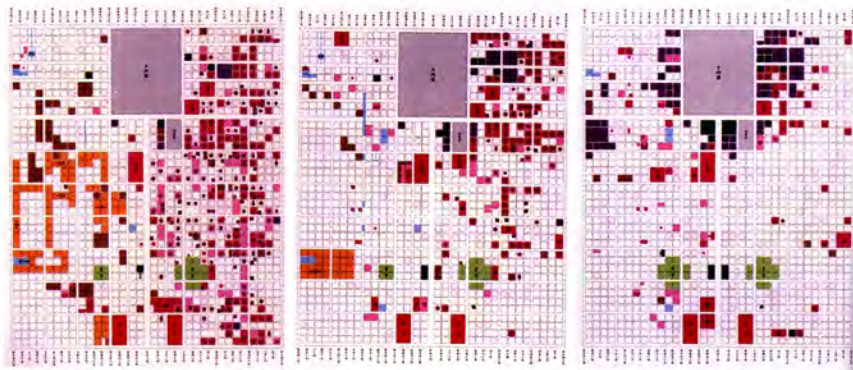


図3 平安京の変容。右から左へ。稠密化する左京と農村化する右京(前掲『甦る平安京』より)

いう言葉の基本的な性格であつた」(田原嗣郎「日本の『公私』」『中国の公と私』研文出版/1995年)。これは、都市を語るうえでも大変重要な指摘だろうと考えています。

古代の世界では、「山川藪沢之利、公私共之」という養老律令の規定がありまして、私有地・公有地とは別に山や川、藪や沢のような都市や農村ではないところは「私」も「公」も両方使って良い、という言葉が残されています。これは一種のスローガンにすぎなかったという研究者もいますが、少なくとも平安末期までは天皇家や有力家が、ほかの人が入り込むのを排他的に保護していたと考えられます。鎌倉期以降は、荘園(私領)として発展しますが、一方で入会地的利用(コモンズ)は継承されて、近世の入会地や秣場へと継承されていきます。中世には、地発、本物返、悔返という、自分が開発した土地は自分のものであるという観念がありました。これは「土地と人間の本源적인結びつきが前提としてあつた」(勝保鎮夫、笠松宏至ほか)との指摘があります。

中世の土地所有は、きわめて重層的で、一方で脆弱でした。この時期、土地所有の支配権の最も上位にあるものを「知行(領知)」といいます。この知行には、その土地を利用する人格的な支配も含む検断権、なかでも強いものは、闕所検断権といい、家を壊して共同体から追いや出してしまふ裁判権を有します。それから、税金を徴収する賦課権。土地を収用したり、自由に処分することのできる下地進止権。この三つが揃うと大変強い権力になります。さらに、この知行の下に地主的な土地所有があり、さらに下に百姓的土地所有があつたという重層構造になっていました。この百姓的土地所有はきわめて脆弱だったため、世俗の権力の介入を防ぐために守護不入

をやったり、諸公事免許という特権を得て人々は寺内町という都市をつくっていききました。

また、戦国期には地縁共同体としての「惣」というものが畿内を中心にくさん生まれ、自分たちの土地を自分たちで守っていく自検断・地下請の権利をもつ共同体をつくりました。桜井英治氏によると、これは一種の共同体の閉鎖性を意味するが、他方、都市という性格を考えると、開放性も必要である、このような閉鎖性と開放性のジレンマのなかで中世都市は形成されたといえます。中世の土地所有のなかで、「私（個）」と対抗するのは、「公」ではなく「惣（全体）」でした。この時期まで、日本の所有概念は、ヨーロッパ的な公私の概念とは異なり、かなり特殊な展開をしていたことがわかります。

城下町を基本とした近世都市の成立

次の城下町成立に、武士という存在抜きには語ることができません。戦国期の城下町は、武士の歴史的な展開過程と対応します。五味文彦氏による武士の歴史的三形態を見ると、狩猟民がやがて定着して農民となり（図5）、都市民になる。野営を張って移動し、やがてこれが定着して都市民となり城下町をつくります（図6）。この武士がもつ戦闘・宿営・移動が町の基本になっており、江戸時代に入っても、武家地は鉢植え的性格でした。城主が入れ替わると武士も丸ごと移動する。この野営的な組織が武士の本質であり、これがわが国の前近代の重要な都市をつくったということは、重要な視点です。



図6 戦国城下町村上
（『越後国瀬波郡絵図』米沢市立上杉博物館蔵）

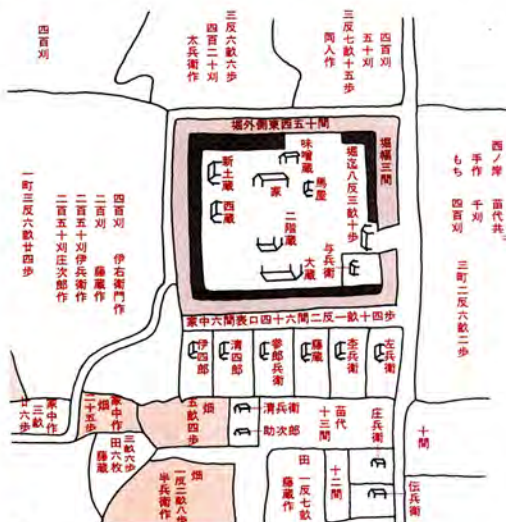


図5 土豪屋敷の例（前掲『図集日本都市史』より）

戦国期の城下町は「自焼される城下町」（西川幸治）と指摘されるように、自分たちでつくった城下町を自ら焼いて闘いを有利な方へと導くこともしばしばありました。また攻撃側からも放火され壊滅するようななかで城下町が存在していました。たとえば、織田信長は、清洲、小牧、岐阜と移動を繰り返しながら、最終的に安土城を築城します。しかし安土城は信長の暗殺後に焼けてしまいます。そして再び町は移動して、近江八幡という近世城下町が成立していきました。

城下町を基本とした近世都市では、土地所有が圧倒的に精緻になります。日本史研究者の吉田伸之氏は、日本の近世、封建社会にあるさまざまな所有の形態を、大きく四つに分けて述べています。「土地所有」、「用具所有」、「貨幣（動産）所有」、「労働力所有」。この四形態の所有は日本の近世社会、特に都市を考えるうえで重要なエレメントになっていくと思います。

またこれと相即的にあるのが「身分的所有と町・村」（朝尾直弘）という概念で、近世の身分を第一義的に決定するのは、たとえば百姓身分であれば村、町人身分であれば町であるというものです。つまり、古代都城が律令制下の支配装置として働いたのと全く同じように、都市の所有は、あくまでも身分や職分の基底的な条件であり続けた。また最終的に近世社会はきわめて類型的な構造をもちます。都市は町方、農村は地方、幕府のもつ天領とそうでない私領、城下町のなかには武家地、寺社地、町人地という類型があり、それ以外の土地は公儀地という名前が付けられて、冥加金（みょうが）が賦課されることで利用が許されました。都市が所有あるいは身分と深い関係をもちながら成立したことは、日本の前近

代の重要な点です。

町屋敷概念——土地と建物の不可分な関係

近世都市の基底細胞として町屋敷があります。これは建築の上物である町屋と土地である屋敷とのセット概念です。また町屋敷を所有することがこの町の成員の証となりました。やがて江戸ではそれが崩れ、不在地主による町屋敷経営がおこなわれます。初期の江戸では道路沿いに表長屋がつくられて貸し出される一方で、大店がどんだん敷地を拡大していきます。こういう表店層の形成と大店資本の形成、この二つのベクトルが江戸という都市を大きく変えていくことになります。

非居住用の土地は、幕府がコントロールする土地「公儀地」として存在していましたが、本来公儀地として空けておくべき広小路とか火除地、河岸地、土手などの空地に、むしろ都市的なポテンシャルが生成してきます。18世紀の中ごろ以降、「江戸っ子」という言説が生まれるころから、本来広小路だったところに床店や芝居小屋ができて、歌舞伎や芝居などの盛り場が形成されます(図7)。これらがいずれも仮設建築であることに注目したいと思います。いつでもばらすことができるが、実際はばらさない。これを私は「記号としての仮設建築」と呼んでいます。日本の非常に面白い状況だと思います。これらの仮設建築をつくったのは基本的に鳶であって、大工ではありません。鳶の職分のなかに、芝居小屋とか床店をつくるというかた

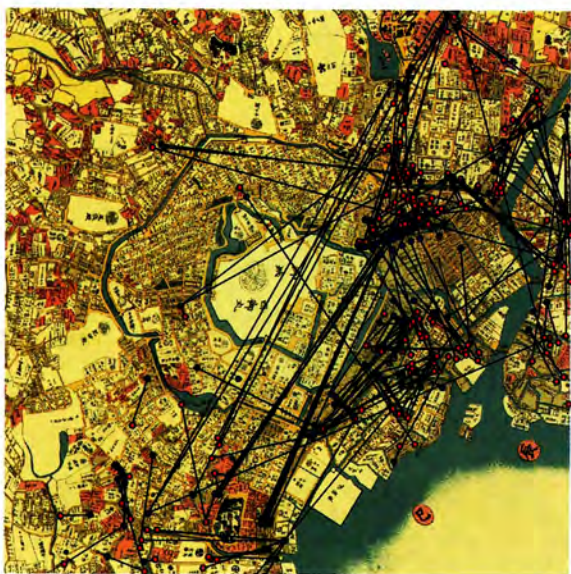


図7 両国橋広小路(『江戸名所図会』より)

図8 江戸の明地(青)と代地(赤)(李キールンによる)

ちがあったのです。

そして空地は移動し、消滅します。江戸下町にあった会所地とよばれる街区中央の正方形の空地は、やがて新道という新しい路地ができて宅地化が進みます。これは明暦の大火という大きな火事以降のことです。私の研究室の留学生・李キールンさんが、江戸享保期以降出てきた明地と代地の全貌を調べました。火除地をつくるために町が移動した、移動する代わりに別の土地が与えられるのが代地です。この町の頻繁な移動は、驚くべきことで、この町の移動が、江戸という巨大都市を支える構造であつたわけです(図8)。

近代以降、一変する土地所有観

近代に入り、封建的土地所有から近代的土地所有へと変化を促す大きな法令が、廃藩置県(明治4〔1871〕年)と、地租改正(明治6〔1873〕年)ですが、ここから旧来の町屋敷概念が一気に崩壊していきます。これまで土地と建物は不可分でしたが、それぞれ別のものとして分離し物権化していきます。また公儀地や武家地は公有地として処理され、官用地や軍用地としての利用がおこなわれます。そしてフランス型民法を模倣した近代民法成立(明治31〔1898〕年)により、財産権の絶対不可侵が独り歩きをするようになってきます。日本が独自に培ってきた所有概念は、ここで西欧との大きなギャップを一気に埋めていくことになります。

そして、日本の歴史的な土地所有形態をきわめて明快にまとめたのが区画整理事業です。これは遡ると明治32(1899)年の耕地整理法からスタートし、大正8(1919)年の旧都市計画法で土地区画整理事業となつ

て、大正12（1923）年の震災復興（図9）、昭和21（1946）年の戦災復興、そして昭和29（1954）年に土地区画整理法へと展開していきますが、いずれも震災や戦災などの復興事業として機能したという点で大変特徴的です。つまり日本の区画整理事業は、復興、短期間、曳家というもので、あくまで更地、空地状態が前提条件だった。そして土地所有がきわめてきれいに三類型として示されていた。つまり、持地持家、借地、借家です。そういう権利関係の三類型に減歩という公的介入によって区画整理がおこなわれました（図10）。

土地所有・空地・移動からみた日本の都市空間

日本の都市の歴史を古代からざっと見てきましたが、最初に挙げた三つの視点を軸に、要点をまとめておきたいと思います。

・都市史における前近代と近代には土地所有観念における大きな不連続点として、近代の所有は身分・職分と乖離し、社会的に規定されないものとして存在した「所有の脱社会性」が見られる。私権に対する絶対不可侵が法律化される一方で、宅地集積体として都市をつくってきた歴史がその後も繰り返されてきた。

・山川藪沢や山野河海を母型とするような日本型コモンズは、長らく入会地的な利用形態として成熟を迎えるが、これは共同体による囲い込みともいえる、ある

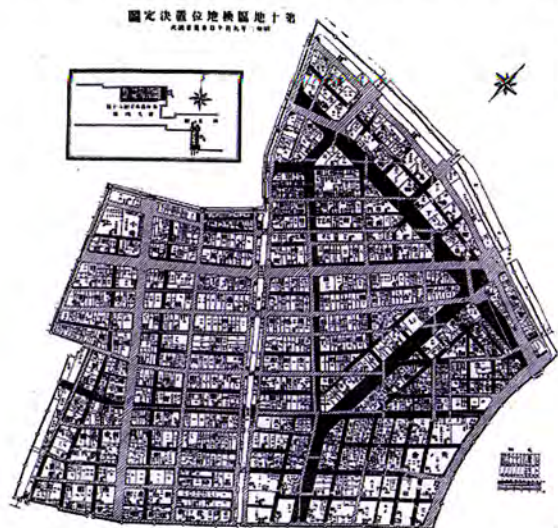


図10 区画整理事業（『東京の都市計画百年』東京都／1989年より）



図9 帝都復興事業計画図（越澤明解説『幻の後藤新平の帝都復興プラン』『東京人』1989年9月号付録より）

種排他的な利用は戦国期に生まれた「惣」と呼ばれる集団・共同体の土地所有ときわめて相似的であった。土地所有が貫く都市空間を多様に稼働させてきたのは、実は空地・移動・仮設などの語で象徴される土地利用の柔軟性、つまりやわらかい都市だった。部分の「appropriation（やりくり・充当）」というような、数珠つながりのやりくりが日本の都市の本質で、そこには空地や移動、仮設というものが十分働いていたのではない。また空地は基本的に期限付きの土地利用で成り立っており、時間というものが所有のファクターに入っていたということ。

最後に、カール・マルクスの『ドイツ・イデオロギー（抄）』（筑摩書房）「……こうした部族所有は、中世の終わりとともに成立してきた近代諸民族において——封建的土地所有、団体的動産所有、マニフアクチュア資本といった——いくつかの段階を経て、大工業と全面競争によって生じる資本および純粋な私的所有へと発展してきた。後者の純粋な私有財産は、公共の所有の様相をことごとく払拭して、私的所有の発展に対する国家の影響・干渉をいっさい排除している。こうした近代の私的所有に相応するのが近代国家である。……一言で言えば、地代、利潤などの、私的所有の現実的な存在様式は、社会的な諸関係であり、特定の生産段階に相応しているのである。それに対して、これらの「個人的な」諸関係であるとすれば、それは、既存の生産力にとって桎梏になっていないあいだだけのことでしかないのである。」から、基本的な近代国家とは、社会的な諸関係によって所有が規定されていること、その一方で常に更地に戻せるという大地観も、いまなお日本の都市空間に根強く残っており、これも日本の都市の重要な視点として最後に挙げておきたいと思います。